

ご利用条件（KOMECT生産者用）

このご利用条件（以下「個別条件」といいます。）は、当社が提供するクラウドサービス共通の「ご利用条件（KOMECT）」（以下「基本条件」といいます。）に基づき、当社が提供する特定のサービスである「KOMECT（生産者用）」（以下「本サービス」といいます）の利用に関して、基本条件に加えて適用される特別な条件を定めるものです。

契約者は、本サービスのお申込みにあたり、基本条件及び個別条件の全ての条項を十分にご確認いただき、これらの内容に同意した上で、本サービスを利用するものとします。

第1条（定義）

- 1 個別条件において使用する用語の定義は、個別条件に別段の定めがある場合を除き、基本条件の定めに従うものとします。
- 2 個別条件において、以下の用語はそれぞれ次の意味で使用します。
 - (1) 対象機器 サービス仕様書のとおり
 - (2) 監視データ
対象機器の稼働状況、温度、湿度、穀物水分、運転時間、エラー情報等、本サービスを通じて当社が収集する一切のデータ。
 - (3) 専用通信機器
対象機器に接続し、データを収集・送信するために必要なセンサー、通信モジュール、SIMカード等の機器で、当社が指定又は提供するもの。

第2条（個別条件の適用と優先）

- 1 個別条件は、契約者による本サービスの利用に関して適用されます。
- 2 個別条件の定めと基本条件の定めが矛盾又は抵触する場合には、本サービスに関する限り、個別条件の定めが基本条件に優先して適用されるものとします。
- 3 個別条件に定めのない事項については、基本条件の定めが適用されるものとします。

第3条（本サービスの内容及び目的）

- 1 本サービスは、契約者の農業生産における生産性向上、品質改善、並びに貴重な技術やノウハウの円滑な継承を支援することを目指しています。この目的を達成するため、主に以下の機能をご提供します。
 - (1) 対象機器のリアルタイム又は準リアルタイムの稼働状況の表示。
 - (2) 過去の生産情報データ（サービス仕様書に定める一定期間に限る）の記録・閲覧。
 - (3) 対象機器のうち乾燥機に関するアラート通知（例：乾燥終了予測、異常検知の可能性等）。
アラート通知は、契約者への注意喚起を目的とするものであり、契約者による対象機器及びその周辺状況の最終的な確認と適切な対応を代替するものではありません。当社は、アラート通知の配信、内容の正確性、完全性、適時性について最大限努力しますが、これらを保証するものではなく、アラート通知の遅延、誤配信、未配信等により契約者に損害が生じた場合でも、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、当社は責任を負わないものとします。
- 2 本サービスの運用サイト（以下「本サイト」といいます。）は、以下の通りです。
<https://smartrc.satake-inet.com/web/top>

3 本サービスの運用日及び運用時間帯は、原則として以下の通りとします。詳細及び臨時の変更等については、本サイト等にて別途契約者に通知します。

(1) 運用日：別途サービス仕様書に定める日（年末年始、当社指定休日を除く）

(2) 運用時間帯：別途サービス仕様書に定める時間帯（例：午前9時00分から午後5時00分まで）

第4条（利用に必要な機器・環境）

1 契約者は、本サービスの利用に必要な契約者設備（パソコン、タブレット、スマートフォン等を含みますがこれらに限りません。）を自己の責任と費用において準備し、適切に維持管理するものとします。

第5条（特定システムとのデータ連携）

1 契約者は、本サービスの利用にあたり、契約者が利用を希望し、かつ当社が本サービスとのデータ連携を認めた契約者自身の他のシステム（以下「連携元システム」といいます。）と本サービスがデータ連携を行う場合、連携元システム内の契約者に関する個人情報その他の情報（以下「連携データ」といいます。）が、連携元システムから本サービスに対して提供され、本サービスにより利用されることに予め同意するものとします。

2 契約者が連携元システムにおいて所定の手続き（ID連携の許可、API連携の認証操作等を含みますが、これらに限りません。）により認証操作を行った場合には、当該認証操作をもって、本条に定める連携データの提供及び当社による利用に関する同意がなされたものとみなします。

3 当社は、連携元システムから提供される連携データの正確性、完全性、最新性等について保証するものではありません。当該連携データの誤りや不足に起因して契約者に損害が生じた場合、当社は、当社に故意又は過失（軽過失を含みます。）がある場合を除き、責任を負わないものとします。

4 当社による連携データの利用目的は、本サービスにおける情報の自動入力、分析レポートの作成、パーソナライズされた情報の提供等、本サービスの提供に必要な範囲内とし、当社が別途定める「個人情報及び特定個人情報保護方針」（<https://www.satake-japan.co.jp/siteinfo/privacy.html>）に従って適切に取り扱います。

第6条（通信機能の提供及び利用条件）

1 当社は、本サービスに付随して、契約者がデータ通信を行うための機能（以下「本通信機能」といいます。）を提供します。本通信機能は、当社が別途契約する第三者である電気通信事業者（以下「外部通信事業者」といいます。）が提供する電気通信サービスを利用して提供されるものであり、当社は当該電気通信サービスを契約者に取り次ぐものです。

2 契約者は、本サービスの利用申込みにあたり、本通信機能の利用に係る外部通信事業者が定める主要な利用条件（通信速度の上限・下限の目安、データ利用可能量、利用可能エリアの概要、特に注意すべき利用制限事項や禁止行為等。以下「外部通信事業者条件等」といいます。）について、当社が別途提示する説明書面又は本サイト等の掲示を通じて内容を十分に確認し、これに同意した上で本サービスを利用するものとします。外部通信事業者条件等の全文については、契約者の求めに応じて提示します。契約者は、外部通信事業者条件等を遵守する義務を負うものとします。

3 当社は、本通信機能について、外部通信事業者が定める範囲で提供されるものであり、その品質（通信速度、安定性等）はベストエフォート型であることを契約者は予め了承するものとします。当社は、本通信機能が中断なく常時利用可能であること、特定の品質を常に維持すること、契約者の特定の利用目的に完全に適合することを保証するものではありません。ただし、本通信

機能に当社の責めに帰すべき事由による重大な瑕疵があり、契約者が本サービスを著しく利用できない状態が相当期間継続した場合には、当社は基本条件又は別途定める規定に基づき、適切な対応（利用料金の減額又は返金等を含みます。）を行います。

- 4 当社は、以下の各号に定める事由により契約者に生じた損害について、当社の責めに帰すべき事由がある場合（第1号については、当社が外部通信事業者の選定又は監督について相当の注意を怠った場合に限り、）を除き、責任を負わないものとします。
 - (1) 外部通信事業者の責に帰すべき事由（設備の故障、メンテナンス、通信障害、サービス内容の変更、サービス提供の終了等を含みますが、これらに限りません。）による本通信機能の利用不能、通信速度の低下、その他一切の不具合。
 - (2) 天災地変、戦争、暴動、テロ行為、法令の制定改廃、公権力による命令処分、ハッキング、サイバー攻撃（当社が商業的に合理的な範囲の対策を講じていたにもかかわらず発生したもの）、その他当社の合理的支配を超える不可抗力による本通信機能の利用不能又は不具合。
 - (3) 契約者の利用環境、設定不備、又は契約者が本条件もしくは外部通信事業者条件等に違反したことに起因する本通信機能の利用不能又は不具合。
- 5 契約者は、本通信機能を、本サービスの利用目的の範囲内でのみ、かつ本サービスの利用上直接必要となる通信に限定して利用するものとします。個人的な用途での過度な利用、本サービスの目的を逸脱したデータの送受信、その他当社又は外部通信事業者が、客観的かつ合理的な基準に基づき不適切と判断する態様での利用（過度な連続通信、大量のデータ通信による帯域の占有、不正アクセス、迷惑行為等を含みますが、これらに限りません。）を行ってはならないものとします。当社が不適切と判断した場合、事前に通知の上、利用を制限することがあります。
- 6 当社は、本通信機能の継続的な提供が困難であると判断した場合、契約者に対し、代替となる通信機能（異なる外部通信事業者のサービスを利用する場合があります。）への移行を提案することができるものとします。この場合において、契約者が当該提案に同意し移行した場合、移行後の通信機能は、当該サービスを提供する外部通信事業者が定める外部通信事業者条件等に従って提供されるものとします。
- 7 契約者は、本条に定めるもののほか、本通信機能の利用にあたり、当社及び外部通信事業者が定める一切の指示及び条件を遵守するものとします。

第7条（専用通信機器の提供及び管理）

- 1 当社は、本サービスの提供にあたり専用通信機器を契約者に提供し、又は利用させます。
- 2 専用通信機器の所有権は当社に帰属するものとし、その設置及び維持管理（故障時の修理交換を含みます。）は、原則として当社の責任と費用において行います。ただし、契約者の責めに帰すべき事由（故意、過失、又は取扱説明書等に反した使用を含みます。）により専用通信機器が故障、滅失、毀損した場合は、当社は修理又は交換にかかる実費相当額を契約者に請求することがあります。
- 3 専用通信機器の利用にかかる費用及び本サービス利用に伴う通信料（第6条に定める本通信機能に係るもの）は、本サービスの利用料金（基本条件又はサービス仕様書に定めるもの）に含まれるものとします。

第8条（貸与機器）

- 1 当社は、本サービスの円滑な利用を目的として、契約者に対し、当社が別途サービス仕様書において指定する機器（以下「貸与機器」といい、専用通信機器を含みます。）を、本条件に定める条件に基づき貸与します。

- 2 貸与機器の所有権は当社に帰属するものとし、契約者は貸与機器を善良なる管理者の注意をもって、サービス仕様書及び取扱説明書等に従い適切に使用、保管するものとします。
- 3 貸与機器の貸与期間は、本サービスの利用契約期間中とします。契約者は、本サービスの利用契約が終了した場合、又は当社から返還の請求があった場合には、当社の指示に従い速やかに貸与機器を当社に返還するものとします。
- 4 契約者、以下の各号に定める行為をしてはならないものとします。
 - (1) 貸与機器を本サービスの利用目的以外に使用すること。
 - (2) 貸与機器を当社の事前の書面による承諾なく、第三者に譲渡し、転貸し、又は担保に供すること。
 - (3) 貸与機器の改造、分解、損壊、又はソフトウェアのリバースエンジニアリング、改変等を行うこと。
 - (4) 貸与機器に貼付された当社の所有権を示すシール等を剥奪又は汚損すること。
 - (5) その他、貸与機器の所有権を侵害し、又はその利用を妨げるおそれのある一切の行為。
- 5 貸与機器の利用に必要な電気代は契約者の負担とします。貸与機器が通信機能を持つ場合、その通信料は本サービス料金に含まれるものとします。その他の維持管理に必要な費用（通常の使用に伴うものを除く）が発生する場合は、事前に契約者の同意を得るものとします。
- 6 契約者は、貸与機器が滅失、盗難、紛失、又は毀損（通常の利用に伴う摩耗や劣化を除く。以下同じ。）した場合、直ちに当社にその旨を通知するものとします。当社は、当該通知を受けた場合、代替機器の提供又は修理を合理的な範囲で行うよう努めます。
- 7 前項に関わらず、貸与機器の自然故障又は当社の責めに帰すべき事由により修理又は交換が必要となった場合、その費用は当社の負担とします。この場合、当社の責任は当該貸与機器の修理又は交換に限られるものとします。
- 8 契約者は、第3項に基づき貸与機器を返還する場合、当社は当該貸与機器を撤去し受領するものとします。
- 9 当社は、貸与機器について、契約者が本サービスを円滑に利用できるよう、その機能及び性能の維持に努めます。貸与機器に隠れた瑕疵があった場合、当社は無償で修理又は交換を行います。
- 10 貸与機器にインストールされているソフトウェアの使用に関しては、本条件のほか、当該ソフトウェアに関するライセンス契約の条件が適用されるものとし、契約者はこれらを遵守するものとします。

第9条（米の分析サービス）

- 1 当社は、有料オプションとして米の分析サービス（以下「分析サービス」といいます。）を提供することがあります。分析サービスの利用は、当社所定の方法で申込み、ご利用ガイドに同意の上、料金を支払うことで契約が成立します。
- 2 分析サービスを申し込んだ契約者は、申込年の12月末日（当社必着）までに、別途当社が指定するご利用ガイドの定めに従い、検体を当社へ送付するものとします。検体が当社に到着するまでの輸送中の変質、紛失、破損等については、当社は一切の責任を負いかねます。当社は、原則として分析完了後、ご提供いただいた検体を廃棄します。分析が実施できない検体を受領したときは、契約者にその旨を連絡いたします。
- 3 当社は、契約者より受領した検体を分析し、その結果を本サイトに記録して契約者の閲覧に供する方法、書面の交付、その他当社が別途定める方法により契約者に報告します。当社は、分析結果を契約者データとして取り扱います。
- 4 分析結果は、提供された検体についての結果であり、当該検体の母集団を保証若しくは認証するものではありません。当社は、分析結果の正確性について最大限努力しますが、性質上、その完全な正確性や特定の目的への適合性を保証するものではありません。

- 5 契約者は、当社に対し分析対象となる検体を発送する前に限り、当社所定の方法（書面又は電子メール）で通知することにより、分析サービス契約のキャンセルを申し出ることができます。
- 6 前項に基づきキャンセルが申し出られた場合、当社は、契約者から既に受領した本サービスの料金を確認の上、原則として全額を返金します。返金にかかる手数料は契約者の負担とします。
- 7 契約者からキャンセルの申し出がない場合であっても、第2項に定める検体送付期限までに契約者から当社への検体の送付が確認できず、かつ、当社からの連絡に対し合理的な期間内に応答がない等、契約継続の意思が確認できないと当社が合理的に判断した場合、当社は本契約を解除することができるものとします。この場合において、当社は、契約者から既に受領した分析サービスの料金を返金する義務を負わないものとします。

第10条（問い合わせ窓口）

- 1 本サービスに関するお問い合わせ、ご相談、苦情等については、以下の窓口にご連絡ください。
株式会社サタケ お客様相談窓口
電話番号：082-420-8643
メールアドレス：komect@satake-japan.co.jp
受付時間：平日 午前9時～午後5時（当社指定休日を除く）

制定日 2025年6月16日